

一般社団法人コラボ産学官 会員規則

第1章 総 則

(総則)

第1条 本規則は、一般社団法人コラボ産学官（以下、「当法人」という。）の会員、会員総会、本部及び支部に関する事項を規定する。

第2章 会 員

(会員)

第2条 当法人の会員の種別は次のとおりとする。

- ① 正会員 当法人の目的に賛同し、かつ産学官連携に関する識見と経験がある個人または団体とし、次の4種とする。
 - ア) 個人正会員
 - イ) 法人正会員
 - ウ) 特別正会員 「コラボ産学官プラザ in TOKYO」に入居する団体
 - エ) 支部正会員 支部規則に基づき運営される支部
 - ② 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助する団体等
- 2 正会員を、定款第8条に基づき当法人の社員となるべき資格を有する者とする。

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の手続きによる申し込みを行い、当法人の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 会員は次の会費を当法人に納めなければならない。

- ① 正会員

個人正会員	年額	5,000 円
法人正会員	一般企業等	年額 1口 10,000 円 (1口以上)
	大学等教育研究機関	年額 100,000 円
特別正会員	別表に定める金額とする	
支部正会員	年額	1,000,000 円
- ② 賛助会員 年額 100,000 円

(会員の権利)

第5条 会員は当法人の事業・活動に参加することができる。

(退会)

第6条 会員が退会する場合は、更新期日の3か月前までに、退会届を提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号に該当する場合は、所定の手続きを経て、退会したものとみなす。
 - ① 第4条に規定する会費の納入を怠ったとき
 - ② 死亡又は解散したとき

(除名)

第7条 会員が次の各号に該当する場合は、これを除名しなければならない。ただし、この会員には弁明の機会をあたえなければならない。

- ① 当法人の名誉を毀損したとき

- ② 会員間の信頼関係を毀損したとき、その他会員としてふさわしくない言動・行為をなしたとき
- 2 除名された会員には、書面または所定の方法をもって通知する。

第3章 会員総会

(総会)

- 第8条 会員総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 会員総会は、正会員をもって構成され、その2分の1以上の出席によって成立する。
 - 3 前項ただし書きの規定に基づき参加した者は、議長の承認を得た場合に限り、総会で発言することができる。
 - 4 通常総会は、毎年1回当法人の事業年度の終了後3か月以内に開催する。
 - 5 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - ① 正会員の2分の1以上の付議事項を示した書面（電磁的方法を含む）または所定の方法をもって開催請求があった場合
 - ② 監事が監査の報告上、必要があると認め、代表理事に請求があった場合
 - ③ その他当法人が定めた場合
 - 6 会員総会は代表理事が招集し、開催日の10日以前に開催日時、場所、及び付議事項を会員等に通知する。
 - 7 会員総会の議長は、代表理事または代表理事の定める者がつとめる。
 - 8 会員総会の議事は出席正会員の過半数の議決による。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 9 会員総会に出席できない正会員はその表決を他の正会員に委任することができる。ただし、白紙委任がなされたときは議長への委任とみなす。
 - 10 前項の場合は、その正会員は出席したものとみなす。
 - 11 会員総会は本規則に定めるものの他、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - ① 会員規則に関する事項
 - ② 社員の入社についての同意に関する事項
 - ③ その他当法人の定める事項
 - 12 会員総会に付議される事項は、開催日の1か月前までに代表理事に提出されなければならない。
 - 13 会員総会の議事については、議事録を作成し、これを閲覧でき、保管しなければならない。

第4章 本部

(本部)

- 第9条 当法人の個人正会員、法人正会員、特別正会員、支部正会員をもって、本部を構成する。
- 2 本部の組織及び運営に関する事項については、本部規則に定める。

第5章 支部

(支部会員)

- 第10条 当法人の支部正会員の組織及び運営に関する事項については、支部規則に定める。

第6章 附則

第11条 本規則は、当法人成立の日から発効する。

2 本規則は、会員総会において出席正会員の2分の1以上の議決により、変更することができる。

平成20年12月10日一部改訂。